

◎新潟県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成25年1月11日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称
新潟市西蒲区農業委員会
- 2 地区名
五之上地区
- 3 認可年月日
平成24年12月21日
- 4 その他

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。